

「那珂川水系河川整備計画（案）」について
関係県知事からいただいたご意見

国土交通省関東地方整備局

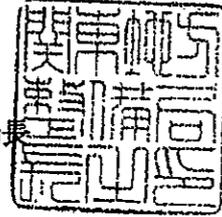


(写)

国関整河計第61号
平成27年11月20日

茨城県知事 様

国土交通省
関東地方整備局長



那珂川水系河川整備計画【大臣管理区間】(案)について(照会)

標記について、河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2に基づき、別添のとおり那珂川水系河川整備計画【大臣管理区間】(案)を作成しましたので、同法第16条の2第5項により下記の関係書類を添付のうえ、意見を求めます。

記

添付書類：那珂川水系河川整備計画【大臣管理区間】(案)



(写)

国関整河計第61号
平成27年11月20日

栃木県知事 様

国土交通省
関東地方整備局長



那珂川水系河川整備計画【大臣管理区間】(案) について (照会)

標記について、河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2に基づき、別添のとおり那珂川水系河川整備計画【大臣管理区間】(案)を作成しましたので、同法第16条の2第5項により下記の関係書類を添付のうえ、意見を求めます。

記

添付書類：那珂川水系河川整備計画【大臣管理区間】(案)



河 第 541号
平成 27年 12月 25日

国土交通省 関東地方整備局長 殿

茨城県知事 橋本



那珂川水系河川整備計画【大臣管理区間】（案）について（回答）

平成27年11月20日付け国関整河計第61号にて照会のあった標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

那珂川下流部の無堤区間の堤防整備や霞ヶ浦導水の整備など、本県にとって必要な河川整備が網羅されていることから、特に意見はありません。

なお、那珂川河口部に航路を維持するために設置された中導流堤の撤去については、当該施設を管理する漁港管理者との協議が未了のため、今後、しっかりと協議を行っていただきますようお願いいたします。



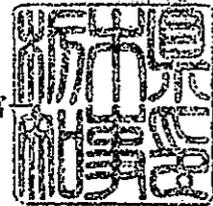
河 第 220 号

平成 27 年 12 月 15 日

国土交通省

関東地方整備局長 石川 雄一 様

栃木県知事 福田 富



那珂川水系河川整備計画【大臣管理区間】（案）について（回答）

平成 27 年 11 月 20 日付け国関整河計第 61 号で照会のありました標記については、下記のとおり回答いたします。

記

那珂川水系河川整備計画（案）については、異存ない。

なお、霞ヶ浦導水事業の実施に当たっては、那珂川の水産資源や自然環境に対する影響を十分に検討した上で、必要な対策を講じる等、県民や漁業関係者の不安を払拭するよう努められたい。

